

札幌第 1575 号
平成 24 年（2012 年）6 月 26 日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長 高橋 みゆき

利用年齢に関する特例により放課後等デイサービスを受ける場合の 負担上限月額について

児童福祉法（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 4 項に基づく放課後等デイサービスは、法第 21 条の 5 の 13 の規定により、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認める場合、当該児童が満 18 歳に達した後においても、満 20 歳に達するまで、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費を支給することが可能とされております。

この利用年齢に関する特例については、改正前の障害者自立支援法による児童デイサービスにおいても同様に取り扱われており、基本的には、その取扱いを踏襲しておりますが、今般、国から、利用者負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）に関して新たな取扱いが示されたところです。

つきましては、利用年齢に関する特例により放課後等デイサービスを受ける場合の負担上限月額を下記のとおり取扱うこととしますので、貴事業所関係職員にご周知ください。

記

1 変更部分

(1) 従前の取扱い

18 歳以上の者が児童デイサービスとその他の障害福祉サービスとを併用する場合、その他の障害福祉サービスに係る障がい者としての負担上限月額を適用する。

(2) 新たな取扱い

18 歳以上の者が放課後等デイサービスと障害福祉サービスとを併用する場合、障害児通所支援に係る負担上限月額を障がい児として、障害福祉サービスに係る負担上限月額を障がい者としてそれぞれ適用する。

ただし、平成 24 年 3 月までに児童デイサービスとその他の障害福祉サービスを併用していた者については、引き続き、障がい者としての負担上限月額を適用する。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係 担当：一條
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp